

特 記 仕 様 書

- 1 事業番号 令和8年度 第1004-1号
- 2 事業名 分収造林事業（木材生産）
- 3 事業場所 米原市上板並 地先 事業地 No.1244 上板並（悪谷）
- 4 事業期間 自 契約締結日
至 令和8年12月25日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

記

1 事業内容

選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材積込、素材管理（寸検、仕分け）、および搬出に必要となる森林作業道開設。残存木に対する剥皮被害対策テープ巻き。

間伐方法：定性間伐

施業区域面積：

搬出材積量：

作業道開設延長：

テープ巻き：

別紙事業内訳書による

2 伐採率について

伐採率は、本数率で20%以上（劣勢木、被害木、および作業道開設による伐採を含む。）、材積率で35%以下とする。

また、標準地プロットを設置して伐採率（樹種、胸高直径、樹高、本数）を管理のうえ、監督職員に提出すること。なお、標準地プロットの設置数等は監督職員と協議のうえ、決定すること。

3 森林作業道の路網密度について

森林作業道の路網密度は ha あたり200m以内を標準とする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員と事前に協議したうえ、ha あたり250m以内で設置することができる。

4 搬出木材の取扱いについて

- ①伐倒木に獣害防除テープが付着している場合は、伐倒前に除去し、できる限り搬出材に付着させないこと。また、除去したテープは適切に処理すること。
- ②搬出材積について、適切な管理の下で逐次把握し、監督員に報告すること。やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数

量の５％までは、契約変更の対象としない。５％を超える余剰材がある場合は、取り扱いについて監督職員と協議すること。

5 出来形管理について

施業範囲について出来形測量を行い、施業面積を報告すること。

6 集積場（中間土場）について

中間土場は米原市上板並地先を想定している。

なお、想定土場は積算上の条件明示であり、中間土場を指定するものではない。受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

また、使用に関しては土地管理者および監督職員の指示に従うとともに、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。

7 事業地境界について

事業地外周および所有者境界、存置林との境界は杭で明示されているので、これに留意して施業すること。

なお、境界杭が紛失（不明）している等の理由により境界が不明瞭な場合は、公社が示す測量結果で境界を復元すること。また、施業上やむを得ず境界杭を移動させた場合等は施業完了後に杭の復元を行うこと。

8 車両の通行について

通勤、木材搬出にあたっては集落内通行車や農耕車に対して十分配慮すること。また、運搬車両のタイヤに付着した泥により経過道を汚すことのないように留意すること。

9 残存木の保護について

作業時には残存木に傷をつけないよう注意し、必要に応じて養生等を行い対処すること。立木に損傷を与えた場合は、公社の算定する賠償額を公社に支払うこと。

10 落石等の防止について

作業時の落石および土砂の流出、河川の汚濁については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。

11 既設構造物の取扱について

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。

12 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

また、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、契約変更の対象とする。

13 許認可について

当事業地にかかる法規制の状況は、下記のとおりである。
その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	該当なし
自然公園	該当なし
砂防指定地	該当なし
文化財	該当なし

14 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合は監督職員に報告を行い、その対応については協議の上決定するものとする。

「森林環境保全整備事業における管理・監督」チェックリスト

1.	事業地名	分収造林事業（木材生産）	作業種名
2.	履行期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
3.	事業主体	管理・監督者名	

番号	項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック						備 考
					着手前	施工中					
①	1 管理・監督・施工体制	I 全般	台帳 体系図	管理・監督・施工体制を明らかにした台帳、体系図を着手前に整備した。	☐						必須 班別作業員名簿
②		II 施工体制	連絡体制	緊急指示等に対する連絡体制を着手前に確立した。	☐						必須 緊急連絡表
③			現場状況把握	作業環境、気象、地質条件等の現場状況の把握に努めた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	必須 作業員代表者が作業日報を管理者に提出
④	2 施工状況	I 対外関係	官公庁等調整	施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブル防止に努めた。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
⑤			地元調整	施工にあたり、地元との適切な調整を行った。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
⑥			苦情処理	苦情に対して的確に対応した。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑦			関連作業調整	関連作業との調整を行い、関連作業を含む作業全体の円滑な進捗に寄与した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
⑧		II 施工管理	段階確認	着手前に段階確認の時期を定め、適切に実施した。	☐	☐	☐	☐	☐	☐	
⑨			作業分担	着手前に作業分担と責任の範囲を書面で定めた。	☐						
⑩			施工状況	施工状況の確認を行い、記録を整備した。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑪			出来高管理	出来高管理を適時、的確に行った。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑫		III 工程管理	フォローアップ	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行った。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑬			休日確認	休日が確保されていることの確認を行った。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑭		IV 安全対策	協議会	災害防止（施工安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録を整備した。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑮			パトロール	店社パトロールを1回／月以上実施し、記録を整備した。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑯			改善指導	パトロールで指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者を指導した。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑰			安全教育訓練等	安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録を整備した。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑱			ミーティング	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備した。		☐	☐	☐	☐	☐	
⑲			点検整備	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理した。		☐	☐	☐	☐	☐	

- このチェックリストは、管理・監督を適切に実施したかを管理・監督者が記入する。
- チェック欄では、書類等に明確に記録されている場合について、記録した月日、およびその内容がOKであれば□にレマークを記入する。
- ①～③は確認項目ごとに1箇所以上、④～⑱は細別ごとに1箇所以上のレマークがある場合に実質的な管理・監督とみなす。

環境負荷低減チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他（ ）
記入日	令和 年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1	適切な薬剤等の使用	
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2	エネルギーの節減	
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める。	
3	害虫の発生防止	
	害虫の発生防止・低減に努める。	
4	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4-	生物多様性への悪影響の防止	
4-(1)	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。	
4-(2)	下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。	
5-	環境関係法令の遵守等	
5-(1)	森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。	
5-(2)	みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。	
5-(3)	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。	
5-(4)	正しい知識に基づく作業安全に努める。	

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）

事業者向け チェックシート

令和3年4月1日

林野庁

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他()
雇用労働者の有無	有 / 無
記入日	

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	

1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

滋賀県森林作業道作設チェックリスト

申請日： 年 月 日 事業主体：

開設する者（重機オペレータ）： 確認者：

森林の所在地：

施工延長：

区分	チェック項目	開設者	確認者
路線計画	基本事項 ①森林作業道は、林業の持続的発展と、森林の多面的機能の持続的発揮に寄与するものであることを意識し、滋賀県森林作業道作設指針を理解のうえ作設する。 ②路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。 ③地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。 ④林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。 ⑤作設箇所は原則として 35° 未満を目安とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所や土砂災害警戒区域とそれに影響を与える範囲は避け迂回方法を適切に決定する。 ⑥急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。 ⑦ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようにする。 ⑧作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、土砂災害警戒区域とそれに影響を与える範囲、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。これによりがたい場合は簡易架線集材との組み合わせにより施業する。 ⑨森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。 ⑩環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。 ⑪造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。 ⑫希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。 ⑬事前計画チェックリストにて確認した許認可等について、全て手続き済みである。	□	□

施 工	幅 員	①幅員は3 m以下を基本とし、傾斜 35 度以上においては2.5 m 以下を基本とする。 ②必要に応じ、林地保護のため安全性を配慮しつつ、2.0 m程度の幅員を検討する。	☐	☐
	縦 断 勾 配	①集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とする。 ②集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。 ③現地条件が良い場合は概ね18% (10°) 以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね25% (14°) とする。マサ土においては特に雨水浸食が発生しやすいことからこれより緩い勾配とする。 ④安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保する。	☐	☐
	排 水 施 設	①路面水がまとまった流量とならない間隔で排水施設を設置する。 ②横断排水先の流末が不安定な地質や地形である場合は、側溝等により下流へ導水する。 ③排水溝は、維持管理を考慮し原則として開きよとする。 ④小溪流を横断する場合は、原則として洗い越し施工とする。 ⑤丸太やゴム板による横断排水施設は、車両の荷重により潰れたり、車両が滑りやすくなるため、急勾配やカーブ途中には設置しない。 ⑥コンクリート路面工等を設ける場合は、侵食防止等の観点から地山とコンクリート路面工の境界に沿って横断排水施設を設置する。 ⑦横断排水施設の排水先には水たたきを設置し、路体の決壊を防止する。 ⑧排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入と予期しない盛土への流下を避ける。 ⑨転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。	☐	☐
	切 土 ・ 盛 土	①土質に応じた施工方法により実施する。 ②幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。 ③残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。	☐	☐

施 工	切 土	①ヘアピンカーブの入り口など局所的に 1.5m を超える場合を除き、切土高は 1.5m 程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。 ②近傍の類似土質の現場において直切のり面が安定している場合は、直切りを可能とする。 ③近傍の類似土質の現場において直切のり面が安定していない場合は、切土勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合は 3 分を基本として施工する。 ④ 2 m を超える切土高が連続したり、5 m を超えるような切土高が発生する場合は、線形に問題があるため線形の見直しも含め検討する。	☐	☐
	盛 土	①複数層に区分し、各層 30 cm 程度の厚さとなるよう十分に締め固める。 ②盛土のり面勾配は、概ね 1 割(45 度)より緩い勾配とする。 ③やむを得ず開設する急傾斜地では、盛土高を抑えながら堅固な路体を構築するため、法止めとして丸太組工等の設置を検討する。 ④ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。 ⑤沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。 ⑥盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。	☐	☐
	曲 線 部	林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	☐	☐
	構 造 物 等	①構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。 ②軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を検討する。 ③森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るため、碎石を施すなどの対策を検討する。 ④火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所では掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。 ⑤ 2 t 積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を検討する。	☐	☐

	伐 開	①斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。 ②幅は、土質条件や風衝、雪の匍行を考慮して決定する。 ③路線谷側沿いの立木は、できるだけ残す。	☐	☐
周辺環 境への 配慮		人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	☐	☐
管理		①一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。 ②森林作業道の管理主体を明確にし、造林作業道等台帳に登載する。	☐	☐